

2021年7月15日

東京都知事
小池 百合子 殿

東京都労働組合連合会
執行委員長 西川 晋司

2021年 福祉関連要求書

妊娠・出産・育児や介護などを抱える職員はもとより、全ての職員にとって、ワーク・ライフ・バランスの実現は極めて重要です。また、福祉関連要求の前進は、ディーセント・ワークの実現にもつながるものです。

母性保護、育児、看護・介護、勤務軽減・通院に関わる福祉関連制度の前進は、都に働く職員の長年にわたる切実な要求です。また、制度があっても活用できない実態があることも事実であり、制度活用を可能とする代替制度の確立や人的配置をはじめとした職場環境の整備こそ急務です。

昨年の福祉関連要求の中では、介護休暇等の要介護者の範囲の見直し、会計年度任用職員に対して、母子保健健診休暇等見直し・妊産婦休養の見直し（無給から有給へ）、会計年度任用職員（アシスタント職）の報酬区分の新設などの前進がありました。職員の育児・介護や治療などと仕事との両立を支援する観点からも、更なる制度改善が求められます。

現在、都民の命と生活を守るために、自らも感染のリスクを背負いながら新型コロナウイルス感染症の対応に直接あたる病院、福祉、保健所等関連の職場をはじめ、感染拡大防止や経済対策などのための業務にあたる職員、それらの業務支援にあたる職員や支援の職員を送り出している職場で、多くの職員が通常以上の業務が課せられています。このような場合にも、全ての職場で安心して働き続けることができ、職員とその家族の命と健康が守られる制度改善が何としても必要です。

また、少子・高齢化が問題となる中で、育児・介護と仕事を無理なく両立させていくことは、社会全体にとっても大きな課題の1つです。都に働く私たちにとっても、引き続き、長時間労働の是正、休暇等の取得率向上や両立支援制度の活用促進に向けた取組を進めるとともに、両立支援制度の拡充と職場環境の整備が必要であることは言うまでもありません。

都政を支える職員の労働条件の改善は、真に都民の期待に応える公共サービス・公教育の充実に直接結びつくものであり、都政の発展の原動力にほかなりません。

以上の点を踏まえ、下記の要求を真摯に検討し実現するよう強く求めます。

記

1 「東京都職員ライフ・ワーク・バランス推進プラン」に関する事項

- (1) 全ての職員のワーク・ライフ・バランス実現に向け、特に育児・介護やその他の事情を抱える職員に対し、両立支援制度の拡充、制度活用を可能とする職場環境の整備に努めること。また、超過勤務を大幅に縮減する実効ある抜本的な対策の具体化を図ること。

- (2) 引き続き、年次有給休暇・夏季休暇等の取得率向上や両立支援制度の活用促進のための取組の具体化を図ること。両立支援制度等について、必要としている職員だけでなく、全職員に制度を知らせ、制度が利用しやすい職場環境を調えること。
- (3) 引き続き男性職員の子育て支援に関わる休業・休暇等の取得率の向上をめざし、積極的に啓発を行うこと。

2 妊娠・出産に関する事項

- (1) 産休取得期間を 18 週に延長すること。また、正規職員による産休代替措置を全職種に拡大すること。
- (2) 妊娠症状対応休暇の取得日数を増やし、時間単位での取得も可能とすること。また、代替措置を行うこと。
- (3) 早期流産休暇の期間を延長すること。
- (4) 妊婦通勤時間は、首都圏の交通事情を考慮し、母体保護の観点から、1 日 90 分を上限とすること。
- (5) 母体及び胎児保護を第一に考え、全妊産婦の夜間勤務を禁止すること。また、必要な代替職員を配置すること。

3 育児に関する事項

- (1) 育児休業について、以下のとおり改善すること。
 - ①有給となるよう法改正を国に求めること。当面、「育児休業手当金」の上限額、及び 1 歳から 1 歳 6 か月、2 歳までの支給要件を廃止するよう関係機関に働きかけること。
 - ②全取得期間を期末手当の在職期間及び勤勉手当の勤務期間から除算しないこと。
 - ③代替措置を必ず行い、原則として、正規職員を配置すること。とりわけ少数職場については、早急に実現すること。
 - ④難病や重度の疾患により病児保育等の受け入れ先がなく、子の養育ができない場合について、未就学児を対象に、延長措置を講じるよう法改正を国に求めること。
 - ⑤引き続き、男性の育児休業取得を促進するための環境整備と制度改善を行うこと。
 - ⑥退職手当の在職期間における育児休業期間の扱いを、「全期間、勤務した日とみなす」に改善すること。
- (2) 部分休業について、以下のとおり改善すること。
 - ①有給となるよう法改正を国に求めること。当面、休業手当金を給付するよう国に働きかけること。
 - ②取得単位を 15 分とすること。
 - ③対象となる子の年齢を、小学校 3 年生まで引き上げるよう、法改正を国に働きかけること。
- (3) 育児時間について、以下のとおり改善すること。
 - ①育児時間を 120 分とすること。
 - ②期間を 1 年 3 か月から 3 年に延長すること。
 - ③配偶者が妊娠出産休暇中である男性職員の育児時間を認めること。

- ④取得に支障がないよう、当局の責任で執行体制の確立を図ること。
- (4) 育児短時間勤務について、以下のとおり改善すること。
 - ①正規職員による代替措置を行うこと。
 - ②仕事の調整については、本人の意見を十分考慮すること。
 - ③縮減時間について有給となるよう法改正を国に求めること。当面、手当金を給付するよう国に働きかけること。
- (5) 子どもの看護休暇について、以下のとおり改善すること。
 - ①子ども1人につき10日間とすること。当面は、2人目以降、1人増えるごとに期間を増やすこと。
 - ②義務教育終了までの子を対象とすること。
- (6) 子どもの入学(園)式、卒業(園)式、授業参観、保護者会などの行事に出席するための新たな休暇を新設すること。
- (7) 育児にかかわる深夜業の免除対象者について、「義務教育終了までの子」を養育する職員とすること。

4 看護・介護に関する事項

- (1) 介護休暇制度について、以下のとおり改善すること。
 - ①期間を1年間とすること。
 - ②取得日数は実際に取得した日、時間の積み上げ方式とすること。時間単位で取得する場合、中間の時間帯でも取得できるようにすること。
 - ③代替措置の制度化を図ること。
 - ④有給とすること。当面、「介護休業手当金」の支給期間を6月に延長するとともに、上限額を撤廃するよう政府関係機関に働きかけること。
 - ⑤利用形態の中途変更について、6か月経過後であっても必要に応じた回数だけ変更できるようにすること。
 - ⑥全取得期間を勤勉手当の勤務期間から除算しないこと。
 - ⑦社会保険料については、減額後の給与に見合う負担とし、給料月額によって決定された保険料との差額を免除するよう、政府関係機関に働きかけること。
- (2) 短期の介護休暇の取得日数を増やすこと。
- (3) 介護時間の「3年以内」の取得期間の制限を撤廃するよう、国に働きかけるとともに、必要に応じて所定労働時間短縮措置等、運用で対応すること。
- (4) 介護制度を利用できる家族の要介護状態を示す基準で、日常生活を営むことに支障がある状態が「2週間以上続いている」とする条件を撤廃すること。

5 勤務軽減・通院等に関する事項

- (1) 勤務軽減措置について、ガン等の特定疾患治療中など医師が必要と認める場合を加える等、対象・期間・時間の拡充を図ること。
- (2) 病気休暇について、以下のとおり改善すること。

- ①精神疾患に起因する場合やガン等の特定疾患による場合は、期間延長を認めること。
 - ②時間単位で取得できるようにすること。当面、医療機関等へ定期的に通院する場合等については、時間単位の取得を認めること。
 - ③人工透析をはじめ医療機関等へ定期的に通院する難病者、障がい者等については、病気休暇の勤勉手当における除算期間に算入しないこと。
 - ④不妊症・不育症の検査・治療に関わる病気休暇について、時間単位での取得や年単位での取得など、それぞれの症状に応じた取得を認めること。
- (3) 人間ドック職免制度を拡充すること。
 - (4) 更年期障がいに関わる検診・通院保障・勤務時間の軽減などの必要な措置を具体化すること。
 - (5) 骨髄等の提供において、親族への提供についても職務専念義務の免除の対象とすること。
 - (6) 傷病手当金の支給期間の通算方法については、再度の病気休暇及び有給病気休職期間を除算するよう、法令等改正について関係機関に働きかけること。
 - (7) 新型コロナウイルス感染症等の感染が拡大している状況において、重症化のリスクの大きい持病のある職員について、業務軽減等の措置を図ること。
 - (8) 健康診断については、任命権者と単組で十分協議を行い、改善を図ること。

6 予防接種等に関する事項

- (1) 新型コロナウイルス感染の可能性が高い職場で働く職員に対して、早急に予防策の拡充と徹底を図ること。
- (2) 新型コロナウイルスの感染拡大により一般的な診療の受診制限が予想される状況において、インフルエンザ及び麻疹・風疹の予防接種について、希望する職員が自己負担をすることなく受けることができるよう、予算措置を図ること。